

大分県警察秘密文書管理規程

〔平成18年6月23日〕
大分県警察本部訓令甲第27号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

（概 要）

大分県警察における秘密文書の取扱いに関して必要な事項を定めたものである。

なお、大分県警察において「秘密文書」とは、次に掲げる秘密の程度に応じ、秘密保全の必要のあるものとして指定を受けた文書をいう。

- (1) 極秘 秘密保全の必要度が高く、その漏えいが国の安全又は利益に損害を与えるおそれがあるもの
- (2) 秘 極秘に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外に知らせてはならないもの